

京都市告示第709号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勸業館条例第4条第1項ただし書の規定に基づき、常設展示場（京都伝統産業ミュージアム）の開館時間の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和8年3月13日

京都市長 松井 孝治

1 開館時間を変更する日

令和8年3月22日（日）

2 変更後の開館時間

午前10時から午後4時まで

（産業観光局クリエイティブ産業振興室）